主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人安達幸衛の上告趣意は、単なる訴訟法違反の主張であつて刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月八日

最高裁判所第一小法廷

| 毅 | | | 野 | 真 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|---|--------|
| 郎 | 治 | 竹 | 田 | 沢 | 裁判官 |
| 輔 | | 悠 | 藤 | 斎 | 裁判官 |
| 郎 | | Ξ | 松 | 岩 | 裁判官 |